

公示番号：19a01014

国名：ガーナ

担当部署：農村開発部農業・農村開発第二グループ第四チーム

案件名：ポン灌漑地区における小規模農家市場志向型農業支援・民間セクター連携強化プロジェクト（種子生産・ガイドライン監修）

1. 担当業務、格付等

- (1) 担当業務：種子生産・ガイドライン監修
- (2) 格付：3号
- (3) 業務の種類：専門家業務

2. 契約予定期間等

- (1) 全体期間：2020年2月初旬から2020年3月中旬まで
- (2) 業務M/M：国内 0.30M/M、現地 1.00M/M、合計 1.30M/M
- (3) 業務日数：

国内準備期間	現地業務期間	国内整理期間
3日	30日	3日

3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

- (1) 簡易プロポーザル提出部数：1部
- (2) 見積書提出部数：1部
- (3) 提出期限：2020年1月8日（水）（12時まで）
- (4) 提出方法：専用アドレス（e-propo@jica.go.jp）への電子データの提出又は郵送（〒102-8012 東京都千代田区二番町5番地25二番町センタービル）（いずれも提出期限時刻必着）

提出方法等詳細については JICA ホームページ（ホーム>JICA について>調達情報>公告・公示情報/結果>コンサルタント等契約案件公示（業務実施契約（単独型））>業務実施契約（単独型）公示にかかる応募手続き）

https://www2.jica.go.jp/ja/announce/pdf/competition_2019.pdf

をご覧ください。なお、JICA 本部 1 階調達部受付での受領は廃止しておりますので、ご持参いただいても受領致しかねます。ご注意ください。

- (5) 評価結果の通知：提出されたプロポーザルは JICA で評価・選考の上、各プロポーザル提出者の契約交渉順位を決定し、2020年1月21日（火）までに個別に通知します。

4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

- (1) 業務の実施方針等：

①業務実施の基本方針	16点
②業務実施上のバックアップ体制等	4点
- (2) 業務従事者の経験能力等：

①類似業務の経験	40点
----------	-----

- | | |
|-------------------|-----------|
| ②対象国又は同類似地域での業務経験 | 8 点 |
| ③語学力 | 16 点 |
| ④その他学位、資格等 | 16 点 |
| | (計 100 点) |

類似業務	稲種子生産に係る各種業務。なお、ガイドライン監修に係る各種業務の経験を有することが望ましい。
対象国／類似地域	ガーナ／全途上国
語学の種類	英語

5. 条件等

- (1) 参加資格のない社等：特になし
- (2) 必要予防接種：黄熱：入国に際してイエローカード（黄熱病予防接種証明書）が必要です。

6. 業務の背景

ガーナ共和国（以下、「ガーナ」）においてコメは主要穀物の一つであり、国産米生産量は 2004 年から 2013 年の期間で、年間 24 万トンから 57 万トンに倍増した。しかし、近年の人口増加、都市化、食習慣の変化により、2000 年から 2010 年の 10 年間で、1 人当たりのコメ消費量は年間 15.4kg から 37.5kg に大きく増加し、2013 年のコメ総消費量は百万トンに達しており、生産量は消費量には追いついていない。消費量と国内生産量の差は輸入米で補完しており、食糧安全保障及び外貨確保の観点から、国内産コメの生産増加及び安定的供給は、ガーナ政府にとって喫緊の課題である。

同国では、ガーナ灌漑開発公社（Ghana Irrigation Development Authority、以下、「GIDA」）がガーナ国全体の灌漑開発候補地の調査、施設設計・施工、灌漑（排水）地区の運営維持管理、農民に対する営農技術の普及を行ってきている。GIDA が管理する 22 の灌漑地区のひとつであるポン灌漑地区（Kpong Irrigation Scheme、以下「KIS」）において近年、肥料・農薬会社が自社製品の販売促進の一環として収穫米を担保にした契約栽培を進めたり、同地域でのコメをブランド化する事業を進めたりするなど、民間企業が普及の役割を担う新しい動きがあるものの、いまだ試行的な段階にとどまっている。

こうした状況のもと、ガーナ政府は、世界銀行と USAID の支援によって実施中のガーナ商業的農業プロジェクト（Ghana Commercial Agriculture Project、以下、「GCAP」）の協力コンポーネントの一つとして KIS の灌漑施設改修を進めるとともに、民間セクターによる施設維持管理、水利組合（Water Users Association、以下、「WUA」）の設立支援も実施している。このような背景の中、JICA に対し、GIDA 及び農民組織の灌漑維持管理能力向上、灌漑稲作栽培技術の普及、農業市場化の促進等を支援する技術協力を要請した。

これを受けて JICA は、GIDA をカウンターパート(C/P)機関として、2016 年 1 月から 2021 年 1 月までの 5 年間の計画で「ポン灌漑地区における小規模農家市場志向型農業支援・民間セクター連携強化プロジェクト」（以下、「本プロジェクト」）を実施中

であり、現在、5名の専門家(「チーフアドバイザー／灌漑事業管理」、「組織強化／水利組合育成」、「営農」、「プログラム調整」、「業務調整／市場志向型農業」、以下「プロジェクト専門家」)を派遣している。

本プロジェクトではこれまで、稲作栽培に関するベースラインおよび農家の研修ニーズ調査、本プロジェクト対象地域の稲作栽培面での技術的な制約条件および課題の特定、研修カリキュラムの作成を行ってきた。また2017年小雨期作、2018年雨期作、2018年小雨期作、2019年雨期作において、稲作に関する品種比較、直播における播種量、移植栽培における栽植距離、窒素の施用量、水管理部門と連携した灌漑水量の圃場での検証を実施している。この結果、優良種子の利用、適正な窒素施肥量、播種量、栽植距離、灌漑水量による生産性と収益性の改善を図る稲作営農技術を「Optimum Input Rice Cultivation、以下、「OIRiC」として研修教材を作成し、水利組合リーダーを対象とした研修を行うとともに、それらリーダーによる展示圃場(サテライト圃場)の設置と同技術の普及を行っている。現在、長期専門家およびC/PによりOIRiC研修教材のガイドライン化が進められている。

他方、プロジェクトは2017年小雨期作からKISによる採種農家の優良種子生産への支援を技術面から強化すべく、既存の資料を参考としつつ研修やモニタリングを行ってきた。2017年にはKIS・採種農家は植物保護・規制サービス局(Plant Protection and Regulatory Service Directorate、以下、「PPRSD」)により種子生産者として正式に登録されるとともに、採種農家の生産する種子は保証種子(Certified seed)として認証されてきた。KISの採種農家は原原種種子(Foundation seed)をサバンナ農業研究所(Savanna Agricultural Research Institute、以下、「SARI」)および作物研究所(Crops Research Institute、以下、「CRI」)から調達してきたが、上記原原種種子に異品種の混入が多いため種子生産農家が異株の抜き取り作業に多大な労力を費やしていることが明らかとなった。

上記の課題を受けて2019年1月には短期専門家(種子生産・試験監理)が派遣され、ガーナにおける種子生産に関する現況調査を行った。その結果、SARIでは、育種家種子や原原種種子は農家に委託していること、CRIでは、育種家種子を栽培・採種しているが、系統栽培ではなく集団栽培していることが確認された。一方、種子の品質を保つためには、公的機関による厳正な種子の審査が重要となるがPPRSDによる育種家種子、原原種種子、保証種子の審査も十分になされていない点も示唆された。

このことから、CRIやSARIから原原種種子ではなく、その上流の育種家種子を入手し、KIS内のプロジェクト管理圃場、以下「プロジェクト圃場」にて原原種種子生産をC/P及び専門家の支援により行うことが提案された。これを受けて本プロジェクトは2019年雨期作からプロジェクト圃場において、種子生産農家への良質な原原種種子の供給を目的として原原種種子生産への支援を開始した。同年8月には短期専門家が派遣され、C/Pに対するプロジェクト圃場における異株の見分け方、除去法に関する実務的な指導およびPPRSD種子審査官を対象にした種子の審査手法についての研修が実施された。

2020年2月～3月にはプロジェクトによる原原種種子生産が開始されて2度目の収穫と2019年雨期に生産された原原種種子を使った採種農家による保証種子の収穫が予定されている。ガーナ国ではPPRSDが「圃場審査」とともに「種子審査」を行うが、「圃場審査」が生産圃場で行われるのに対し、「種子審査」は採取された籾のサンプル

について、種子の純粋性、異物、雑草種子、他品種種子、発芽率、含水分等を実験室で調べる。この種子審査の基準を満たすためには圃場での徹底した除草と異株抜き取りが不可欠だが、その後の収穫・乾燥・調製の際にも適正な水分管理と混種防止の対策が極めて重要であり、このプロセスに関する C/P および種子生産農家への実地の指導および研修が必要とされている。

また、現在、長期専門家および C/P によって進められている種子生産ガイドラインおよび OIRiC ガイドラインについて、より広範かつ専門技術的な見地から、内容の精度向上と充実を図り、その利活用を促進していく必要がある。

7. 業務の内容

本業務従事者は、2019 年小雨期作（2019 年 11 月中旬から 3 月中旬）において、プロジェクト圃場での原原種種子生産および種子生産農家による保証種子生産に関し、収穫、乾燥、調製のプロセスにおける種子審査基準を満たすための技術的な課題を確認し、改善点について実地での指導および研修を行う。また、現在、長期専門家および C/P によって進められている種子生産ガイドラインおよび OIRiC ガイドラインについても専門的な見地から修正および加筆等の監修を行うものとする。

具体的な業務内容は以下のとおり。

(1) 国内準備期間（2020 年 2 月上旬）

- ① 既存の JICA 報告書、ベースライン調査結果、他ドナー報告書、ガーナ政府作成の関連報告書、学術論文等を参照し、ガーナにおける種子生産の現状と課題を把握する。また、これまで日本が実施してきた協力の概要を把握・分析する。
- ② JICA 農村開発部及びガーナ事務所と連絡・調整の上、現地における業務内容を整理する。
- ③ 業務計画書（和文）及びワークプラン（英文）を作成し JICA 農村開発部へ提出・説明する。

(2) 現地業務期間（2020 年 2 月中旬～2020 年 3 月中旬）

- ① 現地業務開始時に、JICA ガーナ事務所、C/P 機関にワークプランを提出し、業務計画の説明を行い、内容を確認する。
- ② PPRSD による種子審査について種子審査官より情報収集およびモニタリングを行う。
- ③ プロジェクト圃場における原原種種子生産について特に収穫、乾燥、調製のプロセスにおいて種子審査基準を満たすための技術的なポイント(収穫適期の判断と異品種と接する圃場の場合の番外刈り（異品種と接する畦畔沿いの 3～5 条を刈り取って種子から除外すること）の扱い、コンバインによる収穫時の留意点、その後の天日乾燥による籾水分の適正な調整方法、唐箕を使用した籾の選別、種子の袋詰めやラベル付け等)に関して指導・助言を行う。
- ④ GIDAKIS の種子生産農家による保証種子の生産について特に収穫、乾燥、調製と種子審査基準を満たすための技術的なポイント(収穫適期の判断と異品種と接する圃場の場合の番外の扱い、コンバインによる収穫時の留意点、その後の天日乾燥による籾水分の適正な調整方法、唐箕を使用した籾の選別、

種子の袋詰めやラベル付け等)に関して指導・助言を行う。

- ⑤ プロジェクト専門家および C/P により作成されつつある種子生産ガイドラインおよび OIRiC ガイドライン（両ガイドライン共に分量は 70 ページ程度の予定）について専門的な見地から修正および加筆等の監修を行うとともに適宜指導・助言を行う。
- ⑥ 現地業務完了に際し、現地業務結果報告書（英文）を作成し、JICA ガーナ事務所及び C/P 機関に提出し、報告する。

(3) 帰国後整理期間（2020 年 3 月中旬）

専門家業務完了報告書（和文）を作成し、JICA 農村開発部に報告する。

8. 報告書等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。

(1) 業務計画書（和文）

現地派遣期間中に実施する業務内容を関係者と共有するために作成。業務の具体的内容（案）などを記載。

和文 2 部（JICA 農村開発部、JICA ガーナ事務所へ各 1 部）

(2) ワークプラン（英文）

現地派遣期間中に実施する業務内容を関係者と共有するために作成。業務の具体的内容（案）などを記載。

英文 3 部（JICA 農村開発部、JICA ガーナ事務所、C/P 機関へ各 1 部）

(3) 現地業務結果報告書（英文）

現地派遣期間中に実施した業務内容を関係者に報告するために作成。担当業務における残された課題と今後必要な取り組みを盛り込むこと。

英文 3 部（JICA 農村開発部、JICA ガーナ事務所、C/P 機関へ各 1 部）

(4) 専門家業務完了報告書（和文）

現地派遣期間中／国内作業期間中の業務報告書（和文）を作成。

和文 2 部（JICA 農村開発部、JICA ガーナ事務所へ各 1 部）

9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、「コンサルタント等契約における経理処理作成ガイドライン」

(<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>) を参照願います。留意点は以下のとおり。

(1) 航空賃及び日当・宿泊料等

航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みます（見積書に計上して下さい）。

航空経路は、日本⇒ドバイ⇒アクラ⇒ドバイ⇒日本を標準とします。

10. 特記事項

(1) 業務日程／執務環境

① 現地業務日程

現地業務日程は 2020 年 2 月 13 日～2020 年 3 月 13 日を予定していますが、ある程度の日程調整は可能です。

② 現地での業務体制

本業務に係る現地プロジェクトチーム（長期派遣専門家）の構成は、以下のとおりです。

ア) チーフアドバイザー／灌漑事業管理

イ) 組織強化／水利組合育成

ウ) プログラム運営

エ) 営農

オ) 業務調整／市場志向型農業

③ 便宜供与内容

ア) 空港送迎

あり

イ) 宿舎手配

あり

ウ) 車両借上げ

必要な移動に係る車両の提供

エ) 通訳傭上

なし

オ) 現地日程のアレンジ

プロジェクト専門家チームが必要に応じアレンジします。

カ) 執務スペースの提供

GIDA KIS 内における執務スペース提供（ネット環境有）

(2) 参考資料

① 本業務に関する以下の資料が JICA ナレッジサイト (<http://gwweb.jica.go.jp>) で公開。

- ・ 案件概要表

② 本業務に参考となる以下の資料が JICA 図書館のウェブサイト (<http://libopac.jica.go.jp/>) で公開。

- ・ ガーナ共和国 アクラ平原灌漑開発事業協力準備調査報告書
<http://libopac.jica.go.jp/images/report/P1000008567.html>

③ 本業務に関する以下の資料を JICA 農村開発部農業・農村開発第二グループ 第四チーム (TEL:03-5226-8428) にて配布。

- ・ 詳細計画策定調査報告書
- ・ ベースライン調査結果
- ・ 2019 年 1 月派遣の試験監理・種子生産短期専門家業務完了報告書
- ・ 2019 年 8 月派遣の試験監理・種子生産短期専門家業務完了報告書

本契約に関する以下の資料を当機構調達部契約第一課にて配布します。配布を希望される方は、代表アドレス (prtm1@jica.go.jp) 宛に、以下のとおりメールをお送りください。

ア) 提供資料：「独立行政法人国際協力機構情報セキュリティ管理規程」
及び「情報セキュリティ管理細則」

イ) 提供依頼メール：

- ・タイトル：「配布依頼：情報セキュリティ関連資料」
- ・本文：以下の同意文を含めてください。

「標記資料を受理した場合、プロポーザル作成に必要な範囲を超えての使用、複製及び第三者への提供は行わず、プロポーザル提出辞退後もしくは失注後に速やかに廃棄することに同意します。」

(3) その他

- ① 業務実施契約（単独型）については、単独（1名）の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。
- ② 現地作業期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICA ガーナ事務所等において十分な情報収集を行うとともに、現地作業の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。
- ③ また現地作業中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。なお、現地業務に先立ち外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者を登録してください。
- ④ 本業務の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス（2014年10月）」
<https://www2.jica.go.jp/ja/odainfo/pdf/guidance.pdf> の趣旨を念頭に業務を行うこととします。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口または JICA 担当者に速やかに相談してください。
- ⑤ 本業務にかかる契約は「業務の完了を約しその対価を支払う」と規定する約款を適用し、国外の役務提供にかかる対価について消費税を不課税とすることを想定しています。

以上